

# 北海道高等学校PTA連合会会則

## 第 1 章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 この会は、北海道高等学校PTA連合会・略称「道高P連」(以下「本会」という)と称し、事務所を北海道札幌市に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、北海道の高等学校(中等教育学校を含む)PTA活動を通じて、社会教育・家庭教育の充実及び学校教育との連携に努め、北海道の次世代を担う青少年の健全育成と生涯学習社会の形成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 高等学校(中等教育学校を含む)PTA活動の資質向上と会員の意識向上のための研究会・研修会等の開催に関する事。
- (2) 高等学校(中等教育学校を含む)PTA活動にかかる調査研究に関する事。
- (3) 青少年の健全育成及び生涯学習にかかる連携及び支援に関する事。
- (4) 高等学校(中等教育学校を含む)教育にかかる連携及び支援に関する事。
- (5) 教育関係団体及び社会教育関係団体との連携及び支援に関する事。
- (6) 青少年の国際教育等に関する事。
- (7) 本会の目的に沿い、顕著な功労があった団体及び個人の顕彰をすること。
- (8) その他、目的達成のために必要な事業及び前各号に付帯する事業に関する事。

## 第 2 章 会 員

(会 員)

第 4 条 本会の会員は、第5章に定める支部を組織する「北海道の高等学校(中等教育学校を含む)単位PTA」とする。

2 本会の会員が、第5章に定める支部を組織できなくなった場合は、会員資格を喪失したものとする。

(会 費)

第 5 条 本会の会費は、別に定める。

(組 織)

第 6 条 本会は、会員である「北海道の高等学校(中等教育学校を含む)単位PTA」が組織する「支部」の連合体とする。

## 第 3 章 役員及び事務局

(役 員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4～5名
- (3) 監 事 3名
- (4) 理 事 別に定める

(役員を選出)

第 8 条 会長・副会長及び監事は、理事会の推薦を受け総会で選出する。ただし、会長以外の役員に欠員が生じた場合は、理事会において補充することができる。

第 9 条 理事は、第26条に定める支部長を含め別に定める。この場合、支部長が本会の理事以外の役員に選出された支部にあつては、必要に応じて支部長以外の支部役員から選出することができる。

(役員職務)

第10条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順位に従つて、その職務を代行する。
- (3) 監事は会計を監査し、総会及び理事会に報告する。
- (4) 理事は、事業の推進について審議する。

(役員任期)

第11条 役員任期は1年とし、再任をさまたげない。

- 2 欠員補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱しなければならない。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じるものとする。
- 4 顧問は、必要に応じて総会、理事会に出席することができる。
- 5 顧問の任期は1年とし、再任はさまたげない。

(事務局)

第13条 本会の権限に属する事務を処理するために、第1条に規定する事務所に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長・事務局次長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が推薦し、理事会の承認を得なければならない。
- 4 事務局次長及び必要な職員は、会長が任免し、理事会に報告する。

第14条 本会の事務処理及び各支部連絡調整のために、必要に応じ前条第2項に定める事務局長により、支部事務局長会議を行うものとする。

- 2 前項に規定する支部事務局長会議は、会長がこれを招集する。

## 第 4 章 機 関

(議決機関)

第15条 本会に、次の議決機関を置く。

- (1) 総会
  - (2) 理事会
- 2 総会及び理事会は、総会については構成する構成員の、理事会についてはそれを構成する理事の3分の2以上の出席により成立し、その議事は出席者の過半数をもって決する。この場合において議長は議決に加わる権利を有しないが、可否同数のときは議長の決するところによる。
  - 3 総会は構成する構成員が、理事会についてはそれを構成する理事が、やむを得ない事由により出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、その権限を委任する適法な委任状をもって代理人とすることができる。この場合前項に定める出席者とみなす。
  - 4 総会を構成する構成員とは、第25条で定める支部会員が選出した単位PTA会員（以下「代議員」という）とし、代議員の数は別に定める。

(総 会)

第16条 総会は毎年1回開催し、会長が招集する。

2 会長又は理事会が必要と認めるときは、臨時に総会を招集することができる。

3 総会は、本会の最高議決機関として、次の事項を審議議決する。

- (1) 事業報告及び決算に関する事項
- (2) 事業計画及び予算に関する事項
- (3) 会則の改正に関する事項
- (4) 会長・副会長・監事の選出に関する事項
- (5) その他、重要事項に関する事項

4 総会を開くことが困難な場合は、理事会をもってこれに代えることができる。この場合、議決事項を速やかに会員に周知するとともに、次期総会においてその経過を報告しなければならない。

5 総会の議長は、出席代議員の中から選出する。

第17条 総会においては議事録を作成するものとする。

2 議事録は議事録署名人を定め、署名押印の上保管しなければならない。

3 議事録署名人は、議長、出席代議員の中から2名、計3名を選出する。

(理 事 会)

第18条 理事会は総会につく議決機関として会長が招集し、理事、会長、副会長、監事で構成し、次の事項について審議議決する。

- (1) 総会に関する事項
- (2) 事業推進に関する事項
- (3) その他必要な事項

2 理事会の議長は、出席理事の中から選出する。

第19条 理事会は定例及び臨時に開催するものとする。

2 定例理事会は年3回とし、総会開催後及び次期総会までの中間、さらに次期総会前とし、臨時理事会は会長が必要と認めるとき、又は理事の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催するものとする。

第20条 理事会においては議事録を作成するものとする。

2 議事録は議事録署名人を定め、署名押印の上保管しなければならない。

3 議事録署名人は、議長、出席監事の中から1名、計2名を選出する。

(常任理事会)

第21条 本会に執行機関として常任理事会を置き、次の事項を処理する。

- (1) 会務の運営に関する事項
- (2) 総会及び理事会から付託された事項

2 常任理事会は、会長、副会長、第23条第2項で規定する各委員会委員長及び事務局で構成し、必要に応じて会長が随時招集する。

(正副会長会議)

第22条 正副会長会議は執行機関として会長が随時招集し、会長、副会長、事務局長で構成し、理事会の原案作成、事務局運営等、本会の全般にわたる事項の検討・決定・提案等を行う。ただし、理事会への提案は常任理事会の同意を得て行う。

(委員会)

第23条 本会に、事業の推進に必要な企画・運営、調査研究、情報の収集・伝達等を行うために、次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 研修委員会
- (3) 健全育成委員会

2 各委員会は、第7条に規定する理事で構成し、各委員長は会長が指名し、これを理事会に報告しなければならない。

(特別委員会の設置)

第24条 本会の事業推進にあたり、必要に応じ特別委員会を設けることができる。

- 2 前項に規定する委員会を設置する場合は、理事会の承認を得なければならない。
- 3 委員及び委員長の指名等については、前条第2項の規定によるものとし、会長が必要と認めるときは、学識経験者等を委員とすることができる。

## 第5章 支部組織

(支部組織)

第25条 本会の効率的な運営と活動を図るため、北海道の高等学校(中等教育学校を含む)単位PTAは、次の支部を組織する。

石狩支部、道南支部、後志支部、空知支部、旭川支部、留萌支部、名寄支部、北見支部、十勝支部、釧路支部、根室支部、胆振支部、日高支部

第26条 各支部には支部会員が選出した支部長を置き、支部を代表する。

- 2 各支部においては、前項に定める支部長の他、副支部長・監事・事務局長等必要な役員を置かなければならない。
- 3 各支部には、本会の目的等に合致した支部規約を整備しなければならない。

## 第6章 会計

(経費)

第27条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 当該会計年度の予算が総会で承認されるまでの間は、前年度予算に準じ理事会の承認を得た暫定予算により事業等の執行をすることができるものとする。
- 3 前項の暫定予算に基づく収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

## 第7章 会則改正

(会則の改正)

第29条 この会則は、総会において4分の3以上の議決を経なければ改正できないものとする。

## 第8章 補則

(施行細則)

第30条 この会則の施行に関し、必要な細則を定めることができる。

- 2 細則は、会長が制定し理事会の承認を得なければならない。細則を改正する場合も同様とする。

(規 程)

第31条 この会則及び前条に定める細則の施行に関し、必要な規程を定めることができる。

2 規程は、会長が制定し理事会の承認を得なければならない。規程を改正する場合も同様とする。

第32条 第30条及び第31条に定める細則及び規程を制定・改正した場合には、速やかに会員に周知するとともに総会に報告しなければならない。

附 則

この会則は、昭和26年12月6日制定・同日施行する。

昭和36年6月14日改正	昭和37年6月10日改正	昭和39年7月3日改正	昭和41年7月1日改正
昭和42年6月23日改正	昭和46年6月10日改正	昭和49年6月13日改正	昭和51年6月17日改正
昭和54年6月21日改正	昭和55年6月26日改正	昭和58年6月22日改正	昭和59年6月21日改正
平成元年6月22日改正	平成2年6月27日改正	平成3年6月26日改正	平成4年6月17日改正
平成5年8月26日改正	平成6年6月20日改正	平成7年6月21日改正	平成8年6月25日改正
平成15年8月25日改正			

附 則（平成17年6月22日議決）

1 この会則は、平成17年6月22日全面改正し、平成17年6月22日から施行する。

附 則（平成18年6月23日議決）

1 この会則は、平成18年6月23日一部改正し、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日議決）

1 この会則は、平成19年6月29日一部改正し、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日議決）

1 この会則は、平成19年6月29日一部改正し、合併期日から施行する。

2 合併契約書第3条に定める継続事業等にかかる必要な定めは、合併前の北海道高等学校PTA安全互助会第4条の規定に基づき、北海道高等学校PTA安全互助会給付規程を根拠として給付するために、同規程を「北海道高等学校PTA連合会給付規程」とする。

附 則（平成20年6月27日議決）

1 この会則は、平成20年6月27日一部改正し、平成20年6月27日から施行する。

附 則（平成22年6月11日議決）

1 この会則は、平成22年6月11日一部改正し、平成22年6月11日から施行する。

附 則（平成25年6月14日議決）

1 この会則は、平成25年6月14日一部改正し、平成25年6月14日から施行する。

附 則（平成26年6月14日議決）

1 この会則は、平成26年6月14日一部改正し、平成26年6月14日から施行する。

附 則（平成27年6月13日議決）

1 この会則は、平成27年6月13日一部改正し、平成27年6月13日から施行する。

附 則（平成28年6月11日議決）

1 この会則は、平成28年6月11日一部改正し、平成28年6月11日から施行する。